

項	目	現	行	改	Œ
•	放射線治療				
放射線治療					
放射線治療		1 1門照射又 照射を行った: 2 非対向2門 門照射を行っ 3 4門以上の 照射又は原体 た場合	場合 照射又は3 た場合 照射、運動	射又は 場合 2 非対に 所 が が が は り は り り り り り り り り り り り り り り	照射、対向2門照 外部照射を行った 向2門照射、3門 は腔内照射を行っ 以上の照射、運動 原体照射とは組織 を行った場合
線治療	つによる定位放射		63,000点	50,000点	
(点数の) 密封小線 調			63,000 H.	30,000,	
(区分の)		密封小線源治療		 密封小線 き) -	原治療 (1 連につ
(項目の	変更)	3 組織内照射 イ 高線量率 照射を行っ ロ その他の	イリジウム た場合 7,500点	イ 前 久挿。 ロ 高編 照射 ²	内照射 立腺癌に対する永 入療法 48,600点 線量率イリジウム を行った場合 7,500点 の他の場合 6,000点
(注の追)	b u)		(新設)	久挿。 会は、 費用 630点 だし、 て、	立腺癌に対する 、

項	目	現	行	i	改	E
第3章 介 健施設 (を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	る診療費 こかかわらず、 その入所者であ 行った療養の給 り算定は、老人	(老人点数表表の 人点数表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	施設の入所 成下ころ 以下でする。 大行算には、 にかかわら	にし養規気	さである患れておいる。 においう。)に対 を又は医療の ととなり に対の算定し	保 健 施設で、 を を は は の の の に の の に の に の に の に の に の に が に に の に の に に の に に の に に の に に に の に に に に に に に に に に に に に
療機	設関す変現のる)	本語 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	では、変素的では、変素的でなどには、などでは、変素的では、変素的では、変素的では、などでは、などでは、ないでは、ないでは、ないでは、変素的では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない		流薬 注 イ ロ 注 る流材定例及料にイ薬剤膜調5円つ切1数 第に施 区険 第し にに そ併施薬料はにびのつ び第剤 灌剤円できり点 使1よ設第分医第2て イつよ の設設剤料第よ第うい第に1料自流にを除1上を 用章る入2番療2款算 及いる 他保入料以1る2ちで1第部	所拿号材章に定 びて。 の険所及外章。章次よ章2医在者第230 2げき の第 療療自施診びじ掲掲定本特管医料部の 部るる 算2 料機己設療第、げげし診掲理療料第特 第加材 定章 関腹入料2第るるな療診等に 4定 2算料 方の に膜所の章1診も、料療及掲 4定 2算料 方の に膜所の章1診も、料療及掲 4定 2類料 方の に膜所の章1診も、料療及掲 4定 2類料 方の に膜所の章1診も、料療及掲 が保 節と 法例 係灌者算の章療の 並料びげ

 項	目	現	行	改	正
療 探 保 附	作設保険医 機関以外の 後医療機関 そ者に関す 事項				
(注の変更)		流薬 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	、 、 、 、 、 た に に に に に は 数 に に に は 数 に に に は 数 に に に は 数 に に に に は れ に に に に に に に に に に に に に	流薬	記に 連続 に に に に に に に に に に に に に
(項目・注の	7変更)	2部第4 300特定保 ロ 2部等定点数 ロ 2部等に点数 注中に定び 注 イアン 注 イアン	対表第2章名 対表第3章名 対表の 対表の 対表の 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を 対象を	イ 第2	2章第2部第2節 大に掲げる加算と 章定できる材料 ひびロの算定方法 いては第2章の例
(項目の変)	更)	の設設剤料は例章療の別るるはめ口保入入料以、に及料にに検診別る 1る人険所所及外第よびのつ厚査療にと第部診退医者者びの1る第うい生及料厚こ2指療院の設設剤料は例章療の別るるはめ口 1る第うい生及料厚との単名 (表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	医腹に では からない できたい からない できた	の設設剤料は例章療のい口の設設剤料は例章療のい口の設設剤料は例章療のい口の設設剤料は例章療のい口の設定を表している。 1 る院情に及いのの 第部診時報掲び	世界医学学院の150年)、2 医療共足ず診を の険療共自施診及た章、2 等等(指)科技の 療療関指腹入療びだにには 特理地導() 特機に導膜所料第し掲掲算 診等域料1)に報 関係料灌者の2、げげ定 療に連、(限提 以る、流材算章第るるし 料掲携診注る供 以る、流材算章第るるし 料掲携診注る供



項 目	改	正
-----	---	---

第4章 経過措置

第1部 算定制限

第1章の規定にかかわらず、次の表の第1欄に掲げる診療料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第2欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第3欄に掲げる患者について、同表の第4欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。

できるものとする。						
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄			
第1章第2部 通則6に規定す る複合病棟に係 る入院基本料	する基準に適合 するもの保険 地方社会保険 務局長知事に届 府県知事医療機	成14年3月31日 において複合病 棟の入院基本人 大は老人 大学 を算して ものに している				
		る病棟に入院し				
103に掲げる精 神病棟入院基本 料のうち18対1 入院基本料及び	医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関	る診療料を算定 する病棟として 届出を行った病 棟に入院してい	当分の間			
区分番号A 109に掲げる有 床診療所療養病 床入院基本料1	109に掲げる有	る病室に入院し				
	区分番号 A 215に掲げる夜 間勤務等看護加 算を算定する病 棟を有する保険 医療機関	る病棟に入院し	平成18年 6 月 30日までの間			



項目		改	正	
		31平働(定件前の養の別号る医老定要の第部る医定す保限18お年示報をよ康に有妻子の第一等等療する険成に 告療法に健定要の第3殊管保よる定第3殊管る病院年が厚第酬定る保よる定区に患料法医用準章に患料室で機の生 のめ改険る費方分掲入及の療の別第掲入ををあ関月、労号算る正法療用法番げ院び規に額表2げ院算有る	第2欄に掲げる病室に掲げている患者	平成20年3月31日までの間
	区 分番号 A 309に掲げる特殊疾患療養病権 入院料	30日において、	る病棟に入院し ている患者	平成20年3月 31日までの間。 ただし、当該病 棟が療養病棟で ある場合は、平 成18年6月30日 までの間
	区分番号A 313に掲げる表 人一般病棟入院 医療管理料	平成14年9月 30日においてる 第1欄に掲げる 診療料を算定 る包括病院院 で るは る保険医療機関	る包括病床群に 入院している患 者	31日までの間

項	目		改	正			
		第2部 読替規定 次の表の第1欄に掲げる期間は、同表の第2欄に掲げる規定中 同表の第3欄に掲げる字句を同表の第4欄に掲げる字句と読み替 えて適用するものとする。					
		第1欄	第2欄	第3欄	第4欄		
			第2章第5部 第3節の区分番 号F200に掲げ る薬剤及び同章 第6部第2節の 区分番号G100 に掲げる薬剤の 注1	料	特別入院基本 料 (療養病棟入 院基本料を算定 する病棟におい ては、特別入院 基本料 2)		
		L					